

## **経営申告書等各様式の押印見直しについて(お知らせ)**

北九州市では、行政手続きにおける特別徴収義務者の方の事務負担の軽減の観点から、宿泊税に関する経営申告書や宿泊税納入申告書等の各様式の押印欄を4月1日より廃止(押印は不要)しております。

### **(1) 押印を廃止する申請書(主なもの)**

- ・ 「経営申告書」
- ・ 「実質的経営者である旨の申立書」
- ・ 「申告事項変更申告書」
- ・ 「経営休止・再開・廃止届出書」
- ・ 「宿泊税納入申告書」
- ・ 「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者承認申請書」

### **(2) 押印廃止日**

- ・ 令和3年4月1日